「滋賀県自転車の安全で適正を利用の 促進に関する条例」条例施行1周年! (平成28年2月26日施行)

2月24日(金)朝に「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」施行 1周年にあたり自転車安全利用の街頭啓発を、膳所駅前で行いました。大津警察署 員、大津交通安全協会、大津安全運転管理者協会、滋賀県警、滋賀県民活動生活課、 滋賀県教育委員会、滋賀県交通戦略課員の約30名、そしてキャッフィー、けいた くんも一緒に、通勤・通学などで駅を利用される方々を中心に啓発を行いました。 条例により10月から「自転車損害賠償保険等の加入義務化」となっています。 滋賀県内で自転車を利用される方は、必ず保険に入って、安全に自転車に乗りまし ょう。

> 自転車に乗る幼児・児童・生徒・ 高齢者のみなさん。自分の命を ヘルメットで守りましょう。



自転車損害賠償保険の加入義務化が始まっています。保険に入って、安全に自転車 に乗りましょう。



自転車の点検、防犯登録も忘れずに!カギをしっかりかけましょう。 2 ロックを!